最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月九日

最高裁判所

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第二号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月九日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千円」を「八千五十円」に、「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第二条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千円」を「八千五十円」に、「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

第四条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万三百円」を「一万三百五十円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第五条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万三百円」を「一万三百五十円」に改める。

（鑑定委員規則の一部改正）

第六条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「六千五十円」を「六千六十円」に改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第七条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千三百九十円」を「五千四百円」に改める。

第四十条第一項中「七千六百円」を「七千六百五十円」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第八条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万円」を「一万五十円」に、「八千円」を「八千五十円」に改める。

附　則

１　この規則は、令和元年八月一日から施行する。

２　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　大谷　直人

○最高裁判所規則第三号

家事事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月九日

最高裁判所

家事事件手続規則の一部を改正する規則

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第百二十三条中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面」に改め、同条に次の各号を加える。

一　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合　同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第七条第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）

二　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第三項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合　同法第七条第二項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）

附　則

この規則は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人

内閣官房令

○内閣官房令第三号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和元年七月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［２・３　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［２・３　同上］